

給与所得者の皆様へ

栃木県と県内全市町村からの重要なお知らせです！

平成27年度から

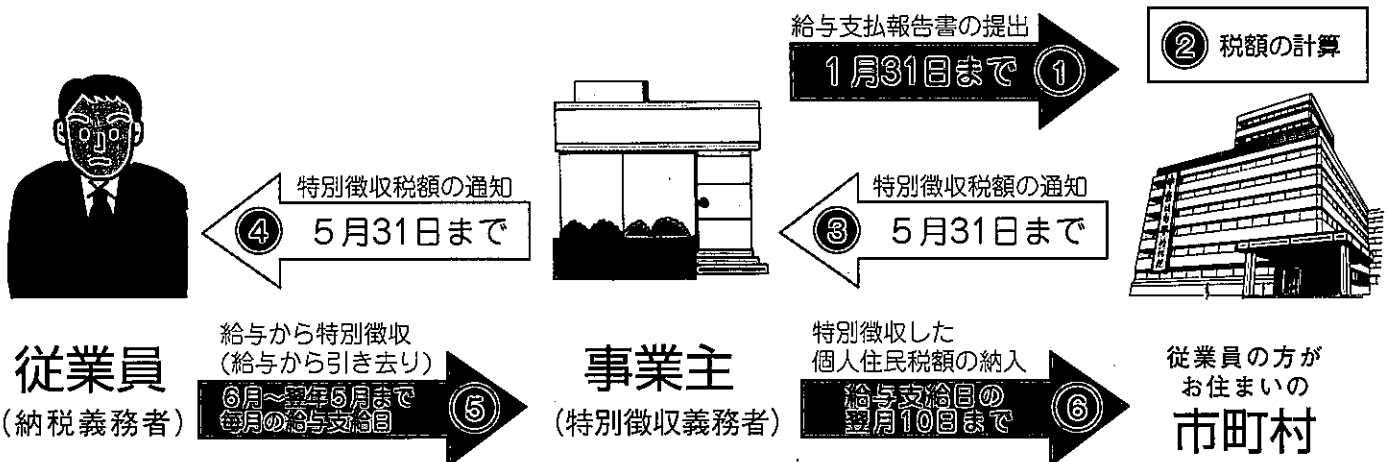
給与所得者の方の個人住民税が

特別徴収（給与から引き去り）になります。

◆個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。

◆今まで、お勤めの事業所から支払われる給与から個人住民税が特別徴収（給与から引き去り）されておらず、金融機関等で納付していた従業員の方は、納付の方法が「特別徴収（給与から引き去り）」に変わります。

## 特別徴収制度のしくみ



裏面もご覧ください

# 個人住民税の特別徴収 Q & A

**Q1** パートやアルバイトも特別徴収の対象ですか？

**A1** 原則として、パートやアルバイトの方、役員の方等、全ての従業員の方が特別徴収の対象となります。  
ただし、給与の支給額が少なく、個人住民税を引ききれない場合や給与の支払が不定期的な場合等、特別徴収できない方については除きます。

**Q2** 特別徴収を行うと、何かメリットがあるのでしょうか？

**A2** この制度は、納税義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。

- 従業員の方が、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。
- 毎月の給与から差引かれるため、個人住民税の納め忘れがありません。
- 普通徴収の場合は、年税額を年4回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくてすみます。

## ●この取組に関するお問い合わせ

県 担 当 課	電 話 番 号	県 担 当 課	電 話 番 号
栃木県 経営管理部 税務課	028-623-2108	栃木県 総合政策部 市町村課	028-623-2118

## ●具体的な手続きに関するお問い合わせ（各市町個人住民税担当課）

市 町 名	担 当 課	電 話 番 号	市 町 名	担 当 課	電 話 番 号
宇 都 宮 市	市 民 税 課	028-632-2209	下 野 市	税 務 課	0285-40-5554
足 利 市	税 務 課	0284-20-2128	上 三 川 町	税 務 課	0285-56-9122
栃 木 市	市 民 税 課	0282-21-2265	益 子 町	税 務 課	0285-72-8832
佐 野 市	市 民 税 課	0283-20-3008	茂 木 町	税 務 課	0285-63-5638
鹿 沼 市	税 務 課	0289-63-2112	市 貝 町	税 務 課	0285-68-1112
日 光 市	税 務 課	0288-21-5113	芳 賀 町	税 務 課	028-677-6013
小 山 市	市 民 税 課	0285-22-9425	壬 生 町	税 務 課	0282-81-1817
真 岡 市	税 務 課	0285-83-8113	野 木 町	税 務 課	0280-57-4122
大 田 原 市	税 務 課	0287-23-8725	岩 舟 町	税 務 課	0282-55-7757
矢 板 市	税 務 課	0287-43-1115	塩 谷 町	税 務 課	0287-45-1117
那 須 塩 原 市	課 税 課	0287-62-7121	高 根 沢 町	税 務 課	028-675-8103
さ く ら 市	税 務 課	028-681-1114	那 須 町	税 務 課	0287-72-6903
那 須 烏 山 市	税 務 課	0287-83-1114	那 珂 川 町	税 務 課	0287-92-1120

※岩舟町は平成26年4月5日に栃木市と合併します。合併以降のお問い合わせは栃木市市民税課へお願いいたします。

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と表記しています。



栃木県・栃木県内全市町